

物品購入等指名停止措置一覧

令和5年6月7日現在

No.	商号又は名称	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神錦町3丁目22番地	パシフィックコンサルタンツ株式会社の社員が、富山市発注に係る公共工事の設計業務に関して、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。	別表2-3 (競売入札妨害又は談合)	令和4年2月24日から 令和6年2月23日 (24か月間)
2	中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9番12号	中外テクノス株式会社は、広島県広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等に際し、独占禁止法(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和4年11月24日から 令和6年11月23日
3	株式会社アステム	大分県大分市西大道二丁目3番8号	株式会社アステムは、独立行政法人国立病院機構などが発注し九州地方の病院へ納入する医薬品の入札で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為に対して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和5年6月26日から 令和7年6月25日 (24か月間)
4	株式会社 アトル	福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5番1号	株式会社アトルについては、独立行政法人国立病院機構などが発注し九州地方の病院へ納入する医薬品の入札で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為について公正取引委員会に自主的に報告し、取りやめていることから、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けていないが、違反の事実は認定されている。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和5年6月26日から 令和7年6月25日 (24か月間)

物品購入等指名停止措置一覧

令和5年6月7日現在

[illegible]

物品購入等指名停止措置一覧

令和5年6月7日現在

No.	商号又は名称	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間